第 4 期 障がい福祉計画

【平成27年度~平成29年度】



平成27年3月

一関市



ごあいさつ

一関市長 勝 部 修

本市は、平成24年3月に「一関市障がい者福祉計画」と「第3期障がい福祉計画」を一体的に策定し、「一関市総合計画」のまちづくりの基本的な考え方のひとつである「みんなで支え合い共に創る安心・安全のまちづくり」の実現に向け、地域の実情に応じた障がい福祉施策を総合的に推進してきました。

地域における障がい福祉サービスに対するニーズは、障がい者の高齢化や重度化に伴い、より複雑かつ多様化してきており、従来の公的サービスだけでは的確な対応ができない現状にあります。このような状況を踏まえ、障がい福祉サービス見込み量を見直し、サービス提供体制や円滑な事業実施の確保にむけて、障がい福祉施策を総合的かつ計画的に推進させていくために、本計画を策定するものです。

障がいの有無に関わらず、市民一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し支え合う、共生・協働の社会を構築していくことを基本理念とし、障がい者施策の推進を図って参りましたが、今後は、これまで以上に障がいのある人の人権に配慮し、住み慣れた地域でその人らしい暮らしを実現せることができるような多様な施策の推進が必要であると考えております。

計画の策定にあたり、一関地区障害者地域自立支援協議会で審議をいただいたほか、障がいのある方やそのご家族や障がい関係団体の皆様との意見交換会等において、ご意見、ご提言をいただきながら計画へ反映するよう努めました。本計画の推進にあたりましては、市民並びに関係機関・団体の皆様のより一層のご協力とご参加をお願い申し上げます。

平成27年3月

目 次

	はじめに
1	計画策定の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
2	計画の位置づけ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
3	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
4	計画の点検・評価と見直し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
II	障がい者(児)の現状
1	障がい手帳所持者数の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2	身体障がい者(児)の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
3	知的障がい者(児)の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
4	精神障がい者の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
5	難病患者の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
${\rm I\hspace{1em}I}$	第3期障がい福祉計画の達成状況
1	平成 26 年度末における数値目標に対する達成状況 ・・・・・・・・・・・・・
	(1)施設入所者の地域生活への移行
	(2) 福祉施設から一般就労への移行等
2	障害福祉サービスの見込み量に対する達成状況 ・・・・・・・・・・・・・・9
3	地域生活支援事業の見込み量に対する達成状況 ・・・・・・・・・・・・・12
IV	障害福祉サービス等見込み量と確保のための方策
1	目標値設定の考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
(1)基本方針
(2) 基本的理念
2	地域移行と一般就労移行の数値目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
(1)福祉施設入所者の地域生活への移行
(2)福祉施設から一般就労への移行等
(;	3)地域生活支援拠点施設の整備
(.	4)目標達成に向けた今後の取り組み
3	障がい福祉サービスの見込み量とサービス確保のための方策 ・・・・・・・・・・19
4	地域生活支援事業の見込み量とサービス確保のための方策 ・・・・・・・・・・23
(:	参考) 障害者(児)福祉サービスの内容・・・・・・・・・・・・・・・・29

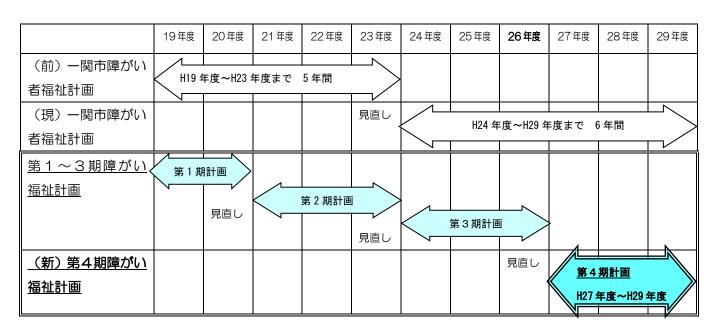
I はじめに

1 計画策定の趣旨

●一関市では、平成 18 年 3 月に「障害者の偏見と差別をなくす宣言」が一関市議会で決議され、障がいのある人の人権に配慮し、住み慣れた地域でその人らしい暮らしを実現させることの実現を目指して多様な施策の推進に取り組んできております。

平成19年3月には、障がいの有無に関わらず、市民一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し支え合う、共生・協働の社会を構築していくことを基本理念とした「一関市障がい者福祉計画」を策定し、障がい者施策の推進を図ってきました。

- ●「一関市障がい者福祉計画」は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)に基づく「障害者計画」と、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。 以下「障害者総合支援法」という。)に基づく「障害福祉計画」を一体的に策定しているものです。
- ●障がい福祉サービスや、地域生活支援事業等の具体的な施策の進め方についての目標数値を掲げている「障害福祉計画」部分については、平成21年3月に見直しを行い「第2期障がい福祉計画」を策定しました。平成24年3月には「一関市障がい者福祉計画」の見直しと合わせて「第3期障がい福祉計画」を策定し、一関地区障害者地域自立支援協議会との連携のもと、相談支援の充実や福祉施設入所者等の地域生活移行や就労支援について重点的に取り組んできたところです。
- ●このたび、「第3期障がい福祉計画」の計画期間が平成26年度末で終了するため、国や県の障がい 者施策全般の動向を踏まえながら、「第4期障がい福祉計画」を策定するものです。



2 計画の位置づけ

●「障害福祉計画」は障害者総合支援法第88条により「障害福祉サービスの提供体制の確保その他 この法律に基づく業務の円滑な実施に関する市町村障害福祉計画」として位置づけられるものです。 また、「一関市総合振興計画」や「岩手県障がい者プラン」との整合性を図り、個別計画である「一 関市子ども・子育て支援事業計画」など関連計画と連携を図り策定されるものです。

3 計画の期間

●「第4期障がい福祉計画」の期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

4 計画の点検・評価と見直し

- ●この計画の推進にあたっては、計画の実効性を確保するため、PDCA サイクルに基づき、一関地区 障害者地域自立支援協議会において、計画の進捗状況の点検及び評価を行うとともに、計画(Plan)、 実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のサイクルの着実な実行に努めます。
- ●毎年計画の進捗状況の公表に努め、必要に応じて計画の目標数値などの見直しを行います。

「PDCAサイクル」に基づく、計画の評価・点検

基本指針

- ・障がい福祉計画策定に当たっての基本的考え方及び達成すべき目標
- サービス提供体制に関する見込量の設定の方法



計画(Plan)



- 「基本指針」に即して成果目標及び活動指標を設定。
- 障害福祉サービスの見込量。その他確保方策等定める



実行(Do)

・計画の内容を踏まえ、事業を実施する。

改善(Act)

・中間評価等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等を実施する。



評価 (Check)

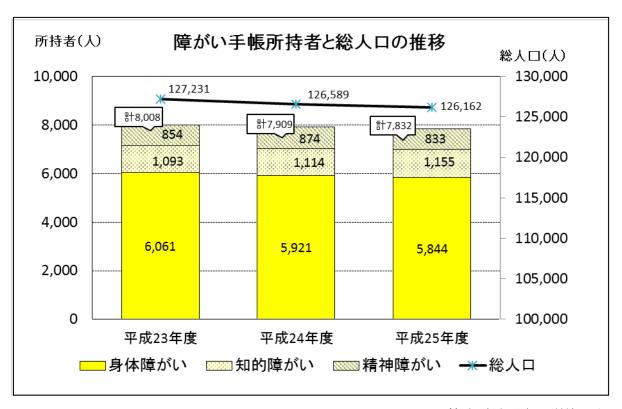
・成果目標及び活動指標について、1年に1回その実績を 把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、 障害福祉計画の中間評価として分析・評価し公表に努める。



Ⅱ 障がい者(児)の現状

1 障がい手帳所持者数の推移

手帳の種類別では、身体障がいが最も多くなっています。また、所持者総数の推移では、わずかに減少していますが、総人口も減少している背景もあり、人口に対する手帳所持者の割合の推移から見ると、概ね6%を占めており大きな変化は見られません。



(各年度末現在 単位:人、%

D				
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
身 体 障 害	者 手 帳	6,061	5,921	5,844
療育手帳(知)	的障がい)	1,093	1,114	1,155
精神障害保健	建福祉手帳	854	874	833
合	計	8,008	7,909	7,832
総人口		人 口 127,231 126,589		126,162
人口	比率	6.29	6.24	6.20

(人口は各年度10月1日現在)

2 身体障がい者(児)の状況

身体障がい者(児)手帳所持者数は、平成25年度末で5,844人となりやや減少傾向にあります。 そのうち年齢構成別では、18歳未満が92人で全体の1.6%を占め、そのうちの63.0%の58人が 重度障がい(1級·2級)となっています。また、65歳以は4,355人で74.5%を占めており、加齢に 伴う疾病等が原因で手帳所持となる傾向があります。

障がい別では、肢体不自由と内部障がいが全体の83%を占めています。

【年齢構成別身体障がい者手帳所持者数】

(各年度末現在 単位:人•%)

	平成 23 年度	平成 24 年度		平成 25	5年度	
			所持者	(合計比率)	うち重度	(所持者比率)
1 8 歳 未 満	88	93	92	(1.6)	58	(63.0)
18 歳~64 歳	1,655	1,568	1,397	(23.9)	654	(46.8)
65歳以上	4,318	4,260	4,355	(74.5)	1,909	(44.3)
合 計	6,061	5,921	5,844	(100.0)	2,621	(44.8)

【平成25年度 障がい別交付状況】

(年度末現在 単位:人•%)

			18 歳未満	18 歳以上	合		計					
								10 脉入心	10 脉以上		人 数(台	3計比率)
視	見覚障		覚 障 害		8	483		491	(8.4)			
聴	覚	平	行	機	能	障	害	7	438		445	(7.6)
音	声	言	語	機	能	障	害	1	55		56	(1.0)
肢		体	7	下	É		⊞	49	3,377		3,426	(58.6)
内	部 障		章		害	27	1,399		1,426	(24.4)		
合	-					-	計	92	5,752		5,844	(100.0)

3 知的障がい者(児)の状況

知的障がい者(児)の療育手帳所持者は、平成25年度末で1,155人となり微増傾向にあります。 【程度別療育手帳所持者数の推移】 (各年度末現在 単位:人・%)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	(合計比率)
A (重度)	384	387	395	(34.2)
B(中軽度)	709	727	760	(65.8)
合 計	1,093	1,114	1,155	(100.0)

精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数の数は、平成25年度末で833人となり、等級別では1級が326 人で39.1%、2級が416人で50.0%、3級が91人で10.9%の割合となっています。

精神障がい者の自立支援医療(通院公費負担)の受給者証交付状況は、平成25年度末で1,566人と なり、年々増加傾向にあります。

【精神障がい者保健福祉手帳保持者数の推移】 (各年度末現在 単位:人、%)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25	平成 25 年度		
1級	356	345	326	(39.1)		
2級	393	423	416	(50.0)		
3級	105	106	91	(10.9)		
計	854	874	833	(100.0)		

【自立支援医療受給者証交付状況】

(各年度末現在 単位:人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
自立支援医療	1,481	1,537	1,566

難病患者の状況

難病患者数(特定疾患医療受給者数)は、平成25年度末で932人となっています。対象疾患の追加 や医療の進歩等により患者数は年々増加しております。

患者の多くの方が、就労に対する不安や通院にかかる負担など、経済的な不安を抱えています。

【難病患者(特定疾患医療受給者数)の推移】

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	
総数	874	906	932	

Ⅲ 第3期障がい福祉計画の達成状況

1 平成 26 年度末における数値目標に対する達成状況

(1) 施設入所者の地域生活への移行等

- ●地域生活移行とは、障害者支援施設に入所している障がい者が施設を退所し、自らが希望する地域おいて必要なサービスを利用し、自宅やグループホーム、アパートなどで生活するものです。
- ●平成 26 年 9 月末現在の施設入所者数は、234 人であり、基準日(平成 18 年 7 月 1 日)から82 人の削減となり、当初の目標の 78 人を 4 人上回っています。
- ●第 1 期計画からの地域生活移行者総数は 58 人となっており、目標の 81 人に達しませんでしたが、第 2 期計画期間中において県が実施した調査によると、地域生活への移行を希望していた施設入所者は 32 人でした。グループホームの整備が急激に進んだこともあり、第 2 期と第 3 期で32 人が移行したことから、概ねニーズには応えられたものと捉えています。
- ●当地域では、入院施設のある精神科病院があることから、地域での受入条件が整えば退院可能な 精神障がい者の地域移行にも対応しなければならない現状があります。目標数値の設定義務はあ りませんが、近年は、施設入所者と退院促進の双方に対する受け入れ体制や支援が必要となり、 国の指針に沿った目標達成が困難な状況になっています。

●目標数値の達成状況は次のとおりです。

項目	目標数値	実績見込	備考
平成 18 年 7 月 1 日時点入所者数 (A)	316人	316人	平成 18 年 7 月 1 日時点入所者数
平成 26 年度末の入所者数 (B)	238人	234人	* 平成 21 年度末 278 人 * 平成 23 年度末 235 人 * 平成 26 年度末見込 234 人
【目標値】削減見込(A)- (B) * (A)の20%以上削減を目標	78人	8 2 人	差引減少見込み数
【目標値】地域生活移行者数 * (A)の25%以上を目標	8 1人	58人	平成 18 年度から平成 26 年度までに 地域移行する者の人数 *第1期計画実績 26 人 *第2期計画実績 25 人 *第3期計画目標 7人 *未達成割合 7%

(2) 福祉施設から一般就労への移行等

- ●第3期計画における福祉施設から一般就労への移行者は、平成26年9月時点で10人となっており、目標の14人をやや下回る結果となっていますが、平成17年度時点の6人と比較すると、確実に推進が図られてきています。
- ●一関地区障害者地域自立支援協議会の「就労支援部会」では、学校、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等関係機関との連携を密にし、特別支援学校卒業予定者の進路先の確保に取り組んでいます。また、企業、事業主への啓発活動として、職場開拓のための企業訪問や障がい者雇用に関する制度の周知を図るための事業に取り組みました。
- ●市では障がい者の働く場を創出していくために、障がい者を対象とした非常勤職員の任用の取り扱いを定め、全庁的な就労支援に取り組むとともに、市民に対する就労継続事業所のPRと利用者の社会参加の場として、毎週 1 回市役所内での販売会「ハートフルショップ」を継続して実施しています。
- ●目標数値の達成状況は次のとおりです。

● 日际 妖	730		
項目	目標数値	実績見込	備考
現在の一般就労移行者数	6人	_	平成17年度において障がい福祉 施設を退所し、一般就労した者の数
平成 26 年度年間一般就労移行者数 *17 年度の 2 倍以上を目標	14人	10人	平成26年度において障がい福祉 施設を退所し、一般就労する者の数
障がい者就業・生活支援センター事業の 支援対象者数	14人	10人	上記のうち障がい者就業·生活支援 センターの支援を受ける者の数
平成 26 年度末の福祉施設利用者数 (A) 〔生活介護・自立訓練・就労関係〕	748人	750人	平成26年度において障がい福祉 施設を利用する者の数
平成 26 年度末の就労移行支援事業の利 用者数 *(A)の5%以上を目標	37人	25人	平成26年度末において就労移行 支援事業を利用する者の数
平成 26 年度末の就労継続支援(A型)事 業の利用者 (A)	79人	97人	平成26年度末において就労継続 支援(A型)事業を利用する者の数
平成 26 年度末の就労継続支援(B型)事 業の利用者 (B)	266人	308人	平成26年度末において就労継続 支援(B型)事業を利用する者の数
平成 26 年度末の就労継続支援(A型・B型)事業の利用者 (C)	3 4 5人	405人	平成26年度末において就労継続 支援(A・B型)事業を利用する者 の数 (A)+(B)
平成 26 年度末の就労継続支援(A型)事業の利用者の割合 * (C)の2割以上	22.9%	24.0%	上記のうち就労継続支援(A型)事 業を利用する者の割合(A)/(C)

2 障害福祉サービスの見込み量に対する達成状況

- ●障害福祉サービスは、障害者総合支援法に基づき、個々の障がい程度・介護者・居住等の状況を踏まえ、介護・就労・居住・相談支援などのサービスが提供されます。
- ●平成 26 年3月末の障害福祉サービス利用者の実人員は 960 人であり、障がい手帳所持者 (7,832人) の概ね 12.3%が利用していたことになります。
- ●各サービスの達成状況は次のとおりです。

(各年度末現在 単位:時間、人)

①訪問系サービス									
ユービュ 括別	単位	24 年度		25 4	丰度	26 年度			
サービス種別	甲亚	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込		
居宅介護・重度	時間	3, 427	3, 460	3, 769	3, 090	4, 146	3, 138		
訪問介護・行動	- 11-1	0, 427	0, 100	0, 700		.,	0, 100		
援護・重度障害									
者等包括支援•	利用者数	198	159	202	160	206	161		
同行援護									

在宅でヘルパーの訪問を受けたり、外出時の介護を受ける支援を訪問系サービスとしています。 身体障がい者は7割以上が65歳以上のため、介護保険制度の要介護認定を受けた場合、身体介護や家事援助などのサービスは通常介護保険サービスが優先になります。介護保険でまかないきれない時間数や、障がい特性に応じた障害福祉サービスにしかないメニュー(行動援護・同行援護)などの適切な支援が必要な場合は、障害福祉サービスを利用することもできます。

平成 26 年度における利用者の割合は、身体 53%、精神 27%、知的 20%となっています。

行動援護は、知的障がいや精神障がいにより、自立した行動が困難で常に介護が必要な方に、同行援護は視覚障がい者の方が外出するときに必要な支援や介護を行うサービスですが、利用割合は9%にとどまっています。サービス提供事業者が少なく、利用者ニーズに対応できる人的体制が不十分な実態もあります。

②日中活動系サービス

ユービフ括別	出任	24 4	丰度	25 4	丰度	26 年度	
サービス種別	単位	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
生活介護	日数	6, 440	6, 467	6, 633	6, 544	6, 832	6, 604
土冶기	利用者数	322	304	332	320	342	326
自立訓練	日数	60	20	60	11	60	0
(機能訓練)	利用者数	3	1	3	0	3	0
自立訓練	日数	352	358	387	166	426	130
(生活訓練)	利用者数	18	18	19	9	21	7
計光移 红 士 摇	日数	562	561	657	555	740	495
就労移行支援 	利用者数	28	28	33	25	37	25

サービス種別	単位	24 年度		25 4	丰度	26 年度		
	辛亚	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	
就労継続支援	日数	1, 210	1, 560	1, 452	1, 712	1, 742	2, 005	
(A型)	利用者数	55	70	66	78	79	94	
就労継続支援	日数	5, 120	5, 387	5, 222	5, 580	5, 327	4, 088	
(B型)	利用者数	256	285	261	296	266	230	
療養介護	利用者数	44	47	46	45	49	46	
在二世月 2 元年	日数	339	349	356	284	330	337	
短期入所	利用者数	48	39	51	42	62	48	

施設で昼間の活動を支援するサービスを日中活動系サービスとしています。生活介護と就労継続 支援B型事業所の利用人数がもっとも多くなっており、利用者の受け入れもほぼ充足している状況 です。支援学校卒業生の受け皿としての確保、障がい特性に応じた作業や支援のあり方が課題です。 短期入所にあっては、利用者数は計画を下回っていますが、推移から見ると伸びてきています。 概ねニーズに対応できていますが、障がい特性や程度によって緊急時の受け入れ体制が不十分で あり、医療的ケアの提供ができないなど、一部の利用者ニーズに対応ができない実態もあります。

③居住系サービス

サービス種別	単位	24 年度		25 4	丰度	26 年度		
	甲型	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	
共同生活援助	1.4	8	4	8	4	9	146	
共同生活介護	人分	124	140	144	146	168	146	
宿泊型自立訓練	人分	10	9	10	12	10	12	
施設入所支援	人分	244	258	241	232	238	234	

施設などを住まいの場として提供するサービスを行なっています。

平成26年度より共同生活援助と共同生活介護のサービスが、共同生活援助 (グループホーム) に一本化され、地域移行の受け皿として必要度が高くなっております。

資源の確保に向けては、施設の老朽化や関係法の規制、利用者の高齢化に伴うバリアフリー化の 課題も出てきています。

4)相談支援サービス

サービス種別 単位	出任	24 年度		25 4	丰度	26 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	
計画相談支援	人分	23	50	72	389	154	900
地域移行支援	人分	1	1	5	2	7	1
地域定着支援	人分	2	0	11	0	21	0

平成24年度から、障害福祉サービス利用申請の際に「サービス利用計画案」の作成が必要となり、 計画相談支援サービスの利用が伸びてきています。

スムーズな支援のために、適正な相談支援専門員の人材確保と、より質の高い支援が標準的に提供できるための人材育成が課題となってきます。

⑤障がい児に対するサービス										
		24 年度		25	年度	26 年度				
サービス種別	単位	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
児童発達支援	日数		295		302		314			
儿主尤在又饭	利用者数		90		108		108			
放課後等デイサ	日数		672		671		795			
ービス	利用者数		65		101		82			
保育所等訪問支	日数		1		6		16			
援	利用者数		-		6		15			
計画相談支援	利用者数		1		7		50			

障がい児に対するサービスは、どのサービスにおいても利用が伸びてきております。 保育所等訪問支援事業は、保育所等を訪問し集団生活適応のために必要な支援を提供しています。

3 地域生活支援事業の見込み量に対する達成状況

- ●地域生活支援事業は市町村事業であり、地域の特性や利用者の実情に応じて、効果的·効率的に事業を展開しているものです。
- ●地域における相談支援体制の安定化を図るため、相談支援事業の委託事業所を拡充するとともに、 平成 26 年度には相談事業の中核となる「基幹相談支援センター」を平泉町と共同設置し、きめ細かな相談支援体制を図ってきました。
- ●各サービスの達成状況は次のとおりです。

(各年度 単位:か所、時間、人)

①相談支援事業	①相談支援事業(相談支援事業所に相談支援に関する業務を委託)									
内容	単位	24 4	丰度	25	年度	26 年度				
	半世	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
障がい者相談支援	実施箇所	6	6	6	7	6	7			
事業所	大心固的	U	U	U	,	U	,			
基幹相談支援センター	設置箇所						1			
地域自立支援協議会	設置箇所	1	1	1	1	1	1			
相談支援強化事業	実施箇所	1	1	1	2	1	3			
住宅入居等支援事業	実施箇所	1	0	1	0	1	0			
成年後見制度利用	実施箇所	1	0	1	0	1	0			
支援事業	利用者数	2	0	2	0	2	0			

②コミュニケーション支援事業 (意思疎通を図るための支援)

内容	単位	24 4	丰度	25 年度		26 年度	
内谷	丰四	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
手話奉仕員・要約	実施箇所	1	1	1	1	1	1
筆記派等遣事業	利用者数	15	17	16	15	17	15

③日常生活用具給付等事業(身体や知的の障がいのある方の生活を容易にするための用具給付)

内容	出人	24 年度		25 年度		26 年度	
内谷	単位	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
介護・訓練支援用具	給付件数	3	2	4	5	4	4
自立生活支援用具	給付件数	7	10	7	12	7	4
在宅療養等支援用具	給付件数	15	25	20	12	25	18
意思疎通等支援用具	給付件数	11	17	14	19	15	20
排泄管理支援用具	給付件数	3, 633	3, 061	4, 214	3, 252	4, 888	4, 516
居宅生活動作補助 用具(住宅改修)	給付件数	2	4	3	2	3	6

④移動支援事業(社会参加や屋外での移動困難者に対する外出支援)

内容	単位	24 年度		25 年度		26 年度	
	中 位	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
移動支援	実施箇所	9	8	9	9	9	9
	利用者数	94	66	98	60	103	84
	延べ 利用時間	6, 038	3, 529	6, 339	3, 711	6, 656	3, 802

⑤地域活動支援センター事業(在宅障がい者に対する小規模な機能訓練・社会適応訓練の場)

内容	単位	24 年度		25 年度		26 年度	
171合		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
市内利用	実施箇所	3	3	4	3	4	3
	利用者数	223	275	233	324	243	271
他市町村利用	実施箇所	3	3	3	3	3	3
	利用者数	5	4	5	4	5	4

⑥日中一時支援事業(介護者の一時的休息や就労支援のため、日中の一時預かりの場)

	22.71	24 年度		25 年度		26 年度	
内容	単位	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
日中一時支援	実施箇所	10	8	10	8	10	9
	利用者数	53	65	56	64	59	61

⑦訪問入浴事業(訪問により居宅において入浴サービスを提供)

内容	単位	24 年度		25 年度		26 年度	
	+12	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
訪問入浴	実施箇所	4	4	4	4	4	4
	利用者数	53	9	45	12	16	15

⑧知的障害者職親委託事業(登録事業主の下で、生活指導・技能習得訓練を実施)

内容	単位	24 年度		25 年度		26 年度	
	半位	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
職親委託	実施箇所	5	5	5	7	5	7
	利用者数	7	7	7	7	6	6

9社会参加促進事	業(社会的	障壁解消と	: 障がいのを	ある方のネ	t会参加の打	推進を図る	。)	
市家	出任	24 4	丰度	25	年度	26	26 年度	
内容	単位 	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	
手話奉仕員養成	実施箇所	0	0	0	0	0	1	
研修事業	利用者数	0	0	0	0	0	10	
点字・声の広報等	実施箇所	2	1	2	2	2	2	
発行	利用者数	24	10	25	19	26	20	
スポーツ·レクリエ ーション教室等開催	開催回数	5	5	5	5	5	5	
障がい者ふれあ	実施箇所	1	1	1	1	1	1	
い事業	利用者数	90	95	95	113	100	120	
障がい者福祉ま	実施箇所	1	1	1	1	1	1	
つり開催	利用者数	700	700	700	700	700	700	
⑪生活支援事業	(障がい特性	に応じた、	日常生活	上必要な訓	練・指導7	などを行う	。)	
公	単位	24 4	丰度	25	年度	26	年度	
内容	平位	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	
知的障がい者等	実施箇所	1	1	1	1	1	1	
生活訓練事業	利用者数	26	24	28	26	30	28	
視覚障がい者生	実施箇所	1	2	1	1	1	1	
活訓練事業	利用者数	35	59	36	66	38	60	
ろうあ者日曜教	実施箇所	1	1	1	1	1	1	
室	利用者数	22	15	23	8	24	10	
音楽療法・早期療	実施箇所	3	3	3	3	3	3	
育事業	利用者数	800	961	840	1, 114	880	1, 291	
本人活動支援	実施箇所	1	1	1	1	1	1	
个八石到又版	利用者数	100	89	105	84	110	87	
ボランティア活	実施箇所	1	1	1	1	1	1	
動支援	利用者数	25	17	30	35	35	35	
理解・促進	実施箇所	0	0	0	1	0	1	
经济 促進	利用者数	0	0	0	98	0	100	
⑫自動車運転免許	F取得·改造	助成事業(身体に障がし	いがある方	の免許取得及			
内容	単位	24 4	丰度	25	年度	26	年度	
1 7 11	+ 12	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	
運転免許取得助成	給付件数	3	1	3	1	3	3	
自動車改造助成	給付件数	4	6	4	5	4	2	

IV 障害福祉サービス等見込み量と確保のための方策

1 目標値設定の考え方

(1)基本方針

- ●障害者総合支援法第88条の規定に基づき、国が定める障害福祉サービス及び地域生活支援事業の提供体制の整備と、円滑な事業実施を確保するための基本的な指針に沿って、「第4期障がい福祉計画」を策定します。
- ●具体的な目標値や必要なサービスの見込み量については、県の「岩手県障がい者プラン」との整合性を図るとともに、関連する個別計画や一関市における地域の実情を勘案しながら設定します。

(2) 基本的理念

●市民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるよう、障がい者等の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、次の点に配慮して計画の策定にあたります。

①障がい者等の自己決定と自己選択の尊重

●障がいの有無や障がいの種別・程度にかかわらず、住み慣れた地域で、自分が希望する暮らしをできる限り実現するために必要なサービスや支援を受けることができるよう、本人や保護者の気持ちに寄り添いながら、より良いサービス提供体制の整備を進めます。

②障害福祉サービスの一元化

●身体障がい、知的障がい、精神障がいと障がい種別ごとに分かれていた制度が一元化されましたが、専門的な支援が求められています。積極的な人材育成や支援の質を高めていくため、各事業所と連携を図りさらなるサービスの充実を図るとともに、難病や発達障がい、高次脳機能障がい者に対するサービス利用の周知に努めます。

③地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービスの提供

●障がい者の自立支援の観点から、病院や福祉施設から地域生活への移行や、地域生活の継続への支援(地域定着)について、課題を掘り起こすとともにニーズを数値化し、具体的な取り組みを推進します。また、就労支援等の課題に対応するため、関係機関の連携強化を高め、情報を共有するとともに、サービス提供体制の整備と障がい者の生活を地域全体で支える仕組みづくりに取組みます。

2 地域移行と一般就労移行の数値目標

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

- ●国の方針では、福祉施設から地域生活への移行促進の成果目標として、「平成 25 年度末時点の施設入所者の 4%以上を削減」すること、「平成 25 年度末時点の施設入所者の 12%以上(第3期計画で未達成割合を加算)を地域生活へ移行」すること、が目標として設定されています。
- ●市では、福祉施設の入所者数について、高齢化の進展に伴い、障がいの重度化や介護が必要となるなど、施設入所に対する新たなニーズも発生してくることが予想されますが、国の指針に合わせ、 平成25年度末と比較して4.0%の削減となる9人を目標人数とします。
- ●平成 26 年度に6月に県が実施した地域移行調査によると、現在、福祉施設に入所している調査対象者 234 人のうち、ご本人が今後地域生活への移行を望んでいるのは 9 人であり、また、精神科病院から地域生活への移行を望んでいるのは49人でした。
- ●地域生活への移行者数として、平成 25 年度末の施設入所者数の 232 人を基準とし、国の方針割合 (12%)と第 3 期計画の未達成割合(7%)を合わせた 19%を目標数値とすると、3 ヶ年で施設入所 者の 44 人を地域移行させる目標となり、本人の意向や地域資源の受け入れ状況からみても、ニーズや実態と大きくかけ離れています。また、目標数値とは別に市内や近隣の精神科病院からの退院 促進による地域生活への移行対応もあり、地域の実情に合わせた目標として、施設入所者にあって は国が求める割合の 1/2 とし、8%相当の 18 人を地域生活へ移行する目標人数と設定します。
- ●また、当地域には入院施設を伴う精神科病院があり、長期入院患者の地域生活移行への対応も大きな課題となっており、受け皿となるグループホームや入所施設、また、地域の受け入れに対する理解促進と、地域での支援体制の構築に向け関係機関と連携を図り積極的に取り組んでいきます。
- ●以上のような状況を踏まえ、平成 29 年度末までの施設入所削減数と地域移行の目標をつぎのとおり設定します。

項 目	目標数値	備 考
平成 26 年 3 月末時点入所者数 (A)	232人	平成25年度末の障がい福祉施設入所者数
平成 29 年度末の入所者数(B)	223人	*平成 25 年度末入所者数 232 人 *平成 26 年度末入所見込者数 234 人 *平成 29 年度末入所見込者数 223 人
【目標値】削減見込(A)-(B) *(A)の4%以上削減を目標	9人	
【目標値】地域生活移行者数 *(A)の8%以上を目標	18人	平成 29 年度までに、施設を退所し地域移行する 者の人数

(2) 福祉施設から一般就労への移行等

●国の方針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて福祉施設から一般就労への移行者数を、平成29年度末には「平成24年度実績の2倍」とすることが望ましいとしています。また、「就労移行支援事業の利用者を平成25年度末の利用者の6割以上増加」することを目標として設定しています。

また、就労移行支援事業所利用者の就労率が利用者の3割以上となる事業所数を、事業所数の5割以上と設定しています。

●市では、平成 29 年度末の福祉施設利用者から一般就労に移行する人を、平成 24 年度実績の 6 人から、2 倍にあたる 12 人を目標人員として設定します。

また、就労移行支援事業の利用者は、実施事業所定員数の状況を踏まえ、平成 29 年度末で平成 25 年度の実績 25 人の 2 割以上増加とした 30 人を目標人数として設定します。

●以上のような状況を踏まえ、平成 26 年度における福祉施設から一般就労への移行目標をつぎのと おり設定します。

03.9 BX O S 9 8		
項目	目標数値	備考
平成 24 年度における一般就労移行者数	6人	平成 24 年度において障がい福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 平成 29 年度年間一般就労移行者数(A) *24 年度の2倍以上を目標	12人	平成 29 年度において障がい福祉施設を退所し、一般就労する者の数
【目標値】 障がい者就業・生活支援センター事業の支援 対象者数 *(A)の対象者全てに関わることが目標	12人	上記のうち障がい者就業・生活支援 センターの支援を受ける者の数
平成 25 年度末の就労移行支援事業利用者数 (B)	25人	平成 25 年度末において就労移行支援事業を利用する者の数
【目標値】 平成 29 年度末の就労移行支援事業利用者数 *(B)の2割以上増加	30人	平成 29 年度末において就労移行支援事業を利用する者の数
【目標値】 平成 29 年度末の就労移行率が3割以上 *就労移行支援事業所数の5割以上	2か所	平成 27 年度から新たに設定される 目標数値

(3) 地域生活支援拠点施設の整備

●障害者の地域生活を支援するために、多機能型拠点構想として地域生活支援拠点の整備が国から示されています。居住支援機能(グループホームや障害者支援施設)と地域支援機能(生活介護・就労系・ショートステイ・相談支援)について、新規整備又は機能連携に基づく一体的な整備のあり方について、一関地区障害者地域自立支援協議会や関係機関との検討を進め、計画の最終年までの整備に努めます。

項目	目標数値	備考
地域生活支援拠点施設		国の指針に基づき、圏域(一関市・
平成 29 年度末までの整備か所数	1 か所	平泉町)で1か所整備に向けて検討

(4)目標達成に向けた今後の取組み

- ●地域生活への移行、就労支援等の推進にあたっては、福祉・労働・教育・医療等の分野を超えた総合的な取組みが不可欠です。今までの取り組みを振り返り、不足していること改善できることを改めて確認していく場として、一関地区障害者地域自立支援協議会の専門部会を中心に、公共職業安定所や特別支援学校、企業、医療機関等との連携を強化し情報の共有化や地域ネットワークの構築を図ります。
- ●介護保険分野との連携が非常に重要となるため、介護保険制度利用に向けた課題解決のほか、支援 事業者対象の合同研修や事例検討など、連携強化に向けた取り組みを積極的に推進します。
- ●また、地域社会の理解促進が重要であることから、市民への啓発や広報活動を積極的に行い、効果 的かつ効率的な手法を積極的に取り入れながら地域協働による取り組みにつなげるよう努めます。
- ●福祉施設入所者等の地域移行に関する実態を把握するため、一関地区障害者地域自立支援協議会や福祉施設、医療機関等の関係機関と連携しながら定期的な意向確認に努め、ニーズを数値化し共有することで、具体的な事業展開に向けた取組みを積極的に推進します。
- ●地域生活移行後の居住の場として、グループホームの充実を図るとともに、地域生活移行後の安心 した暮らしを支援するため、相談支援の提供体制の整備と充実を図ります。
- ●就労支援については、職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援や職場定着を図るための障害者 就業・生活支援センターの支援を積極的に推進します。
- ●市では、平成 26 年 11 月に「一関市障害者就労施設等優先調達方針」を策定し、毎年度調達目標額を設定し全庁的に優先調達の推進に取り組み、就労施設等における工賃向上など、障害者の経済的自立をとした福祉的就労の充実を支援します。

3 障がい福祉サービスの見込み量とサービス確保のための方策

【見込み量】

各種サービスの見込み量については、平成 24 年度から3か年の利用実績等をもとに、利用者や関係機関等からの意見を踏まえ、障がいのある方の誰もが身近な地域で自立した生活が送れるよう、適正な資源開発も見据えながら見込み量を算出しました。

①訪問系サービス

- ●民間事業者の積極的な参入を促進し、サービス供給体制の確保と充実を図ります。
- ●医療的ケアや障がい特性に応じたサービスの提供の確保に努め、サービスの質的向上を図るため、 定期的な研修の機会や情報を提供すると共に、積極的な受講について事業主に働きかけていきます。
- ●18 歳未満の重度障がいのある児童に対し、関係機関や審査会の意見を聞きながらニーズに応じたサービスが提供できるよう努めます。
- ●「重度障害者等包括支援」は現在提供されていませんが、ニーズの動向を踏まえ、サービス提供体制の整備を検討します。

(各年度末現在 単位:時間、人)

サービス種別	単位	27 年度	28 年度	29 年度
居宅介護・重度訪問介護	時間分	3,176	3,233	3,309
同行援護・行動援護	利用者数	163	166	170
重度障害者等包括支援	13/13 🗆 🗴		100	

②日中活動系サービス

- ●民間事業者の積極的な参入を促進し、サービス供給体制の充実を図ります。
- ●利用者が住み慣れた地域で安心して生活や労働ができるように、各地域の状況や課題を把握し、サービスの向上に努めます。
- ●自閉症や医療的なケアを必要とする重度の障がい児・者の短期入所については、受け入れ可能な事業所や資格のある人材が少ないため、人材育成など体制整備について事業主へ働きかけるとともに支援の充実に努めます。

(各年度末現在 単位:時間、人)

サービス種別	単位	27年度	28 年度	29 年度
生活介護	人日分	6,900	7,000	7,100
	利用者数	345	350	355
自立訓練(機能訓練)	人日分	40	40	40
	利用者数	2	2	2
自立訓練(生活訓練)	人日分	180	180	180
	利用者数	15	15	15
就労移行支援	人日分	515	555	595
ΔΙΧ LI ΘΓΓΛΊΨΙ	利用者数	26	28	30

就労継続支援(A型)	人日分	2,331	2,640	3,024
	利用者数	111	126	144
就労継続支援(B型)	人日分	5,760	5,760	6,300
	利用者数	320	325	330
療養介護	人分	48	52	55
短期入所	人日分	350	385	420
	利用者数	50	55	60

③居住系サービス

- ●住み慣れた地域で暮らし続けられるように、また、施設や精神科病院からの地域移行の推進を図る ため、関係機関と連携を強化します。
- ●重症心身障がい者や自閉症など、障がい特性に応じた支援が必要となるグループホームの必要性について、一関地区障害者地域自立支援協議会を中心に、圏域のニーズを具体的に把握し必要性について検討していきます。
- ●現在の施設入所者にあっては、自立度合や本人ニーズを尊重しながら、地域移行の計画的な推進を 図るとともに、地域での支援体制の理解促進を図ります。新規入所にあっては、日中を通しての介 護が必要で通所が困難な在宅障がい者に対して、適切な居住の場を提供できるよう努めます。

(各年度末現在 単位:人)

サービス種別	単位	27 年度	28 年度	29 年度
共同生活援助(グループホーム)	人分	150	160	180
宿泊型自立訓練	人分	15	15	15
施設入所支援	人分	232	228	223

4)相談支援

- ●計画相談支援の利用者数については、障害福祉サービスを利用するすべての障害者にサービス等利 用計画が作成されることを前提に、計画相談支援の利用人数を見込んでいます。
- ●一関地区障害者地域自立支援協議会相談支援部会において、相談支援専門員の連携を強化し、すべての利用者に適切な「サービス等利用計画」が作成されるように、基幹相談支援センターを中心とし、事業の効率化や担い手の確保、相談員のスキルアップに努めます。
- ●計画相談支援の適正な提供体制の確保のため、潜在的な相談支援専門員の活用や相談支援専門員研 修への積極的な参加について、事業主に働きかけていきます。

サービス種別	単位	27年度	28 年度	29 年度
計画相談支援	人分	138	143	148
地域移行支援	人分	6	6	6
地域定着支援	人分	2	2	2

⑤障がい児に対するサービス

- ●児童発達支援は、未就学児を対象とし、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活の適応訓練等を行い、療育の機会を提供します。事業の周知にあっては、未就学児の検診時や保育所、幼稚園などの関係機関との連携を強化し、早期療育の充実を図ります。
- ●放課後等デイサービスは、就学児を対象とし、放課後や夏休み等の長期休暇に、生活能力向上のための訓練等を実施し、障がいのある児童の放課後等の居場所の確保を図ります。
- ●保育所等訪問支援は、障がいのある児童や保育所等の職員に対して、障がいのある子どもが集団生活になじめるように専門的な助言を行い、社会生活への適応を支援します。
- ●福祉型、医療型児童入所支援は、県で措置及び契約入所している人数の見込み量となります。
- ●障がい児の相談支援は、障害児通所支援サービスを利用する際の利用計画を作成後、定期的なモニタリングを実施し、適切なサービス確保を図ります。

(各年度末現在 単位:時間、人)

サービス種別	単位	27 年度	28 年度	29 年度
	人日分	330	345	360
児童発達支援	利用者数	110	115	120
加速災策デノサービフ	人日分	800	800	800
放課後等デイサービス	利用者数	90	90	90
保育所等訪問支援	人日分	20	20	20
	利用者数	20	20	20
福祉型児童入所支援	利用者数	10	10	10
医療型児童入所支援	利用者数	12	12	12
計画相談支援	利用者数	13	18	23

⑥新たに必要となるサービス提供事業所数の見込み(市内事業所分)

サービス種別	区分	25 年度実績	27年度	28年度	29 年度
居宅(医療的ケア)	事業所数	14	-	1	1
心七(医療的グア)	利用者数	320	-	2	2
生活介護	事業所数	14	2	1	1
土心儿谚	利用者数	320	20	-	10
就労移行支援	事業所数	4	-	1	_
- 机刀砂1J 又接	利用者数	25	-	1	_
就労継続支援(A型)	事業所数	4	_	1	1
机力秘机又拔(A至)	利用者数	78	-	1	5
就労継続支援(B型)	事業所数	10	3	_	1
机刀胚机又接(口主)	利用者数	296	35	1	15
短期入所	事業所数	7	1	1	2
<u> </u>	利用者数	42	1	5	7
 共同生活援助	事業所数	30	2	1	2
共同工石援助	利用者数	146	8	5	20
療養介護	事業所数	1	_	1	_
原長川設	利用者数	46	-	15	_
施設入所支援	事業所数	4	_	_	_
ルピロスハアルメが友	利用者数	232	△1	Δ8	Δ7
相談支援事業	事業所数	7	2	-	_
児童発達支援	事業所数	3	-	1	_
放課後等デイサービス	事業所数		-	-	-
保育所等訪問支援	事業所数	1		_	

^{*27}年度~29年度における、新規・拡充の整備予定のほか必要と見込まれる事業所数と利用者見込み数

^{*}施設入所支援の利用者数は、削減の目標を設定している年度ごと削減数

4. 地域生活支援事業の見込み量と確保のための方策

【見込み量】

各種事業の見込み量については、平成 24 年度から3か年の利用実績等をもとに、利用者や関係機関等からの意見を踏まえ、地域の実情に応じたサービスを提供できるよう、新規事業の導入や既存事業の拡充などにより適正な見込み量を算出しました。

①理解促進研修 • 啓発事業

●障がい者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」(コミュニケーション・建物の配慮・教育環境・固定観念など)の除去や、障がいの特性に対する理解を深めるため、研修・啓発活動を効果的に実施し地域住民への働きかけを強化します。

(各年度末現在 単位:人)

内容	単位	27 年度	28 年度	29 年度
理解促進研修•啓発事業	回数	1	2	2

②自発的活動支援事業

●障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組み(社会活動支援や地域住民等に向けた講演会や研修会の開催も含む)を支援します。

(各年度末現在 単位:人)

内容	単位	27 年度	28 年度	29 年度
	実施団体	1	2	2
自発的活動支援事業	回数	1	2	2

③相談支援事業

- ●基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として、関係機関との連携をより一層強化するとともに、一関地区障害者地域自立支援協議会の事務局を担い、効果的な運営に努めます。
- ●障がい福祉サービスとして提供される「計画相談支援」について、今後相当量の対応が見込まれる ことから、日常的に行われる基本相談の提供体制を保障するため、市の委託事業である「相談支援 事業」の事業所数を増やし、地域における相談支援体制の充実と安定したサービス提供に努めます。
- ●基幹相談支援センターと相談支援委託事業所において、相談機能強化事業として専門的な有資格者 を積極的に配置し、一関地区障害者地域自立支援協議会において、個別の課題研究に取り組みなが らより質の高い指導助言ができるよう努めます。

内容	単位	27 年度	28 年度	29 年度
基幹相談支援センター	設置箇所	1	1	1
相談支援事業	実施箇所	9	10	11
相談支援強化事業	実施箇所	3	4	5
住宅入居等支援事業	実施箇所	1	1	1

④成年後見制度利用支援事業

●知的障がい者又は精神障がい者であり、支援を受けなければ制度利用が困難である場合に、申し立て費用や後見人報酬の全部又は一部を補助する制度ですが、制度の周知が不足しており相談件数もほとんどない状況にあります。基幹相談支援センターを中心に、相談支援事業所や関係機関との連携を図りながら、成年後見制度利用支援事業の広報・啓発に努め、障がい者の権利擁護を図ります。

(各年度末現在 単位:人)

内容	単位	27 年度	28 年度	29 年度
- 大公 - 大公	実施箇所	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	利用者数	2	2	2

⑤意思疎通支援事業

- ●手話通訳者及び要約筆記者派遣事業は、社会福祉協議会や障がい者団体と連携し、事業の広報に努め、登録者の増員を図るとともに、利用者ニーズに対応できる体制整備に努めます。
- ●手話通訳者設置事業として、一関市福祉事務所内に継続して相談員1人配置します。
- ●平成 27 年度からの新規事業として、重症心身障がい者(児)や自閉症など、意思疎通が困難な障がいのある方が入院した場合、医療従事者とのコミュニケーション支援員として、日常的に対象者との意思疎通に熟達しているヘルパーを一時的に支援員として派遣し、入院先のスタッフとの意思疎通の円滑化を図り、本人や家族の負担軽減を図っていきます。

内容	単位	27年度	28 年度	29 年度
手話奉仕員•要約筆記等派遣	実施箇所	1	1	1
事業	利用者数	15	15	15
手話通訳者設置事業	設置箇所	1	1	1
	実施箇所	2	2	2
入院時コミュニケーション支援事業	利用者数	3	3	3

⑥日常生活用具給付事業

- ●手帳交付時や相談支援専門員を通じ、利用者への周知を図ります。
- ●排泄管理支援用具(ストーマ用装具)の給付件数が年々増加傾向にあります。また、人工肛門の造設状態に応じ利用者の給付品目内容が多様化してきており、ニーズに対応した給付に努めます。

(各年度末現在 単位:人)

内容	単位	27 年度	28 年度	29 年度
介護・訓練支援用具	給付件数	5	5	5
自立生活支援用具	給付件数	4	4	4
在宅療養等支援用具	給付件数	18	18	18
情報•意思疎通支援用具	給付件数	20	20	20
排泄管理支援用具	給付件数	5,537	6,788	8,322
居宅生活動作補助用具(住宅改修)	給付件数	6	6	6

⑦移動支援事業

●地域における障がい者の自立した生活や社会参加のために、外出が困難な障がい者に移動のための 適切な支援を行います。

(各年度末現在 単位:人)

内容	単位	27 年度	28 年度	29 年度
	実施箇所	8	8	8
移動支援事業	利用者数	87	95	101
	延べ利用 時間	4,145	4,096	4,252

⑧手話奉仕員養成研修事業

●手話奉仕員養成講座の実施について、講座日程やカリキュラムの工夫など、手話に興味関心のある 方が受講しやすい講座とし、受講後においても継続して手話の普及啓発に取り組める人材育成に努 めます。

内容	単位	27 年度	28 年度	29 年度
7-7-7-11 D # #-# ch	実施箇所	1	1	1
手話奉仕員養成講座	利用者数	10	10	10

⑨地域活動支援センター

●障害者の創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進し、自立した生活を支援する ため、地域活動支援センターの事業の拡充・充実に努めます。

(各年度末現在 単位:人)

内容	単位	27年度	28年度	29 年度
本内利田	実施箇所	3	4	4
市内利用	利用者数	210	220	220
/b = m++ = i = =	実施箇所	3	3	3
他市町村利用	利用者数	ε	3	3

⑩その他事業

ア) 訪問入浴サービス事業

●在宅で入浴することが困難な身体障がい者に対して、家庭に訪問し入浴サービスを提供すると共 に事業所の確保に努めます。

(各年度末現在 単位:人)

内容	単位	27 年度	28 年度	29 年度
また 明 1 次 本 光	実施箇所	4	5	5
訪問入浴事業	利用者数	15	16	17

イ) 生活支援事業

- ●障がい特性に応じ、自立生活に必要な訓練事業や早期療育事業を、関係団体と連携し実施します。
- ●在宅の精神障がい者が気軽に集い、社会参加にむけた訓練の場を提供します。
- ●支援ボランテイアの高齢化に伴い、新たな人材の育成及びフォローアップ事業に取り組みます。

内容	単位	27 年度	28 年度	29 年度
知的時が八老笠井活士控束業	実施箇所	1	1	1
知的障がい者等生活支援事業	利用者数	30	30	30
視覚障がい者等生活支援事業	実施箇所	1	1	1
祝見牌/J'V 伯奇土泊义拨争来	利用者数	60	60	60
聴覚障がい者等生活支援事業	実施箇所	1	1	1
	利用者数	15	15	15
立	実施箇所	3	3	3
音楽療法·早期療育事業 	延べ利用者数	1,400	1,400	1,400
精神障がい者社会訓練事業	実施箇所	8	8	8
稍仲焯灯VI白社云训株争未	延べ利用者数	800	800	800
ボランテイア活動支援(精神)	実施箇所	2	1	1
ハフファイア心野又抜(精仲)	利用者数	65	65	65

ウ) 日中一時支援事業

- ●障がい者の日中に活動する場を確保し、家族の就労支援や一時休息等のために利用できるよう、 サービス提供事業所の確保に努めます。
- ●平成 27 年度から、利用者ニーズに対応するため事業の見直しを行っていきます。具体的には、 短時間からの利用を可能とするとともに、実施事業所に対する補助の充実を図り、事業の推進を図 ります。

(各年度末現在 単位:人)

内容	単位	27年度	28 年度	29 年度
	実施箇所	10	10	11
日中一時支援	利用者数	67	75	80

エ)スポーツレクリエーション教室開催事業

●平成 28 年に開催される「希望郷いわて大会(第 16 回全国障害者スポーツ大会)」への積極的参加や、身体障害者スポーツ大会のほか、障がい種別に応じたスポーツ教室やレクリエーションを開催し、障がい者にスポーツに親しむ機会を提供します。

(各年度末現在 単位:人)

内容	単位	27年度	28 年度	29 年度
スポーツ・レクリエーション教 室等開催	開催回数	3	3	3

才) 点字・声の広報発行事業

- ●視覚障がい者のニーズを把握し、広報の点訳を継続して行います。
- ●障害者ふれあい交流施設「サン・アビリティーズー関」の事業の充実を図り、利用者の声を反映 させながら、障がいの有無に関わらず、誰もが楽しくふれあい交流ができる機会を提供します。

内容	単位	27年度	28 年度	29 年度
点字・声の広報等発行	実施箇所	1	1	1
	利用者数	8	8	8
障がい者ふれあい事業	実施箇所	1	1	1
	利用者数	150	150	150
障がい者福祉まつり開催	実施箇所	1	1	1
	利用者数	700	700	700

力) 自動車運転免許取得 • 改造助成事業(社会参加促進事業)

●手帳交付時の機会を活用し、運転免許取得や改造助成など周知を図ります。

(各年度末現在 単位:人)

内容	単位	27年度	28 年度	29 年度
運転免許取得助成	給付件数	2	2	2
自動車改造助成	給付件数	5	5	5

キ) 知的障害者職親委託事業

●知的障がい者の生活指導や技能習得訓練等を支援する、熱意ある事業主の確保と事業の周知に 努めます。

内容	単位	27 年度	28 年度	29 年度
□並立日表記	実施箇所	5	5	5
職親委託	利用者数	6	6	6

〇訪問系	サービス内容
居宅介護	ヘルパーが自宅での入浴・排泄及び食事の介助や家事援助を行う。
重度訪問介護	重度の障がい者で常時介護を必要とする方に自宅での入浴、排泄及び食事の介
	助や外出時の移動の介護を行う。
□ ⁄□+∞=#	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代
同行援護	筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより、行動が困難で常に介護が必要な方に、行動す
TJ 到J及最	るときに必要な支援や介護を行う。
重度障がい者等	重度の肢体不自由で常時介護が必要な障がいのある方に、居宅介護等の複数の
包括支援	サービスを行う。
〇日中系	サービス内容
 生活介護	常に介護が必要な方に、施設での入浴、排泄、食事の介護および創作的活動な
土伯川岐	どの機会を提供する。
自立訓練	身体に障がいのある方が、地域で生活するために必要な身体機能や生活能力の
(機能訓練)	向上を計るための支援を行う。
自立訓練	知的障がいや身体障がいのある方が自立した生活を遅れるよう日常生活に関
(生活訓練)	する訓練、助言や相談の支援を行う。
 就労移行支援	障がいのある方が一般就労を希望する場合に、就労に必要な機能及び能力向上
WINCEL CLOCK	のために訓練を行う。
就労継続支援	雇用契約に基づき、生産活動等の機会を提供するほか、就労に必要な知識及び
A 型	能力の向上のための訓練等の支援を行う。
就労継続支援	生産活動等の機会を提供するほか、就労に必要な知識及び能力向上のための訓
B型	練等の支援を行う。
療養介護	医療と介護が必要な障がいがある方に、医療機関での機能訓練、療養上の管理
	及び看護等を行う。
短期入所	自宅で障がのある方を介護する人が病気などの場合、短期間、施設に入所し
	て、入浴、排泄及び食事などの介護を行う。
〇居住系	サービス内容
共同生活援助	地域にある共同生活を行なう居住で、夜間や休日において相談や日常生活の
(グループホーム)	支援を行う。
宿泊型自立訓練	知的障がいや精神障がいのある方に、食事などの日常生活能力を向上させる訓
	練や、相談支援を行う。
施設入所支援	障がい施設で入浴、排せつ及び食事の介護や生活に関する相談支援を行う。

〇相談支援	サービス内容
計画相談支援(児・者)	サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められ
	る場合に、障害者(児)の自立した生活を支え、障害者(児)の抱える課
	題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細
	かく支援するものです。
地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等
	を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同
	行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保
	し、緊急時には必要な支援を行います。

〇障害児福祉サービス	サービス内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的な支援が必要な児童 に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への 適応訓練等の支援を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の児童に、生活能力向上のための訓練等を提供し自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
保育所等訪問支援	保育所等を利用中(利用予定)の児童が、集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、保育所等を訪問して支援することで、保育所等の安定した利用を促進します。
福祉型障害児入所施設	児童の保護、日常生活の指導及び独立生活に必要な知識技能の付与を行う。
医療型障害児入所施設	児童の保護、日常生活の指導、独立生活に必要な知識技能の付与及び治療を 行う。